

## I T利活用ビジネスに関するルール整備WGの公開等について（案）

1. 議事録については、「審議途中の答申案等であって、その内容に鑑み、審議会の資料として中途で公表することが誤解を招き、適切でない」ため、非公開とする。  
ただし、無記名の議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。  
ただし、電子商取引及び情報財取引等に関する準則の改訂案等、「審議途中の答申案等であって、その内容に鑑み、審議会の資料として中途で公表することが誤解を招き、適切でない」場合に該当する資料は、非公開とする。
3. 傍聴については、「審議途中の答申案等であって、その内容に鑑み、審議会の資料として中途で公表することが誤解を招き、適切でない」ため、認めないこととする。
4. WGの開催日程については、事前に周知を図るものとする。
5. 個別の事情に応じて資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。